

“無料”や“格安”の言葉にだまされないで…
 被害件数が増加中の「催眠商法」にご用心！

【問い合わせ】村民相談室(消費生活センター)(☎287-0858)

「催眠商法」とは、空き店舗や集会所などに人を集め、商品を無料で配布する等で、その場の雰囲気盛り上げて、最終的に高額な健康食品などを販売する商法です。頻繁に会場へ通うことで販売員との信頼関係ができ、商品を購入してしまうことがあります。勧誘されてもその場で契約しないように注意しましょう。



相談事例

【事例1】…「玉子1パック100円」「ティッシュペーパー5箱で100円」などの「特別引換券」が付いたチラシをもらったので、引換券を使って格安で購入した。何度も通ううちに、高額な健康食品や布団などを勧められるようになり、150万円分ほど購入してしまった。

【事例2】…近所の人に誘われてオープンしたての店舗に粗品をもらいに行ったら、販売員から愛想よく接してもらえたので、毎日通うようになった。次第に高額な商品を購入するようになり、ためていた老後の資金がすっかりなくなってしまった。

【事例3】…チラシを見て販売業者が主催する健康講座に行った。格安でさまざまな商品が購入できるため何度も通ううちに、「腰が痛いのが治る」「あなたのためにお勧めしている」などの自分を思いやるような言葉を掛けられて、高額な健康食品を購入してしまった。



トラブルに遭わないために…

- ▽怪しいと思う会場には、行かないようにしましょう。
- ▽購入を勧められても、不要な商品ははっきりと断りましょう。
- ▽被害に遭っていても、契約者本人が気付いていない場合があります。不審に感じたら、周りの人が声を掛けるようにしましょう。
- ▽不要な商品を購入した場合は、契約書を受け取ってから8日以内にクーリング・オフができます。



トラブルに遭ったらすぐに相談を！

「おかしいな」「心配だな」と思ったときは、一人で悩まずに、すぐに最寄りの消費生活センターや消費者ホットライン(☎188)へ相談しましょう。

国民年金
 だより
 活者支援給付金制度
 ご存じですか？「年金生



年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。給付金を受け取るには年金生活者支援給付金請求書を提出する必要があります。

■対象となる方

- ▼老齢年金を受給している方で、▽65歳以上▽世帯員全員の村民税が非課税▽前年の年金収入額とその他の所得額の合計が87万9900円以下——を満たす方
- ▼障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方で、前年の所得額が462万円1000円(扶養親族の数に応じて増額)以下である方

■請求手続きの流れ

【①申請する】

基礎年金の請求書と併せて、水戸北年金事務所または、役場住民課保険年金担当窓口(役場行政棟1階)で本制度の申請をする。

【②審査結果を受け取る】

年金機構から送付される審査結果の通知を確認する。

【③振込通知書を受け取る】

支払い月の月上旬に、年金機構から振込通知書が送付される。

【④年金生活者支援給付金が支給される】

年金に上乗せ支給される。※支払い月の翌々月の中旬に、年金と同じ受け取り口座に、原則2か月分が年金とは別に振り込まれます。

■問い合わせ

給付金専用ダイヤル(☎0570・05・4092
 (ナビダイヤル))